

伊佐市立大口小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

夢実現に向けて、自他の心と体を大切にし、共に高め合い、自ら学び自ら考える子どもを育てる。

- 【家庭・地域との連携】
- ・ 学校・学年・学級便りの発行
 - ・ 学級PTAの開催
 - ・ 家庭教育学級の開催
 - ・ 地域行事への児童の参加促進

【いじめ対策委員会】

- ・目的
いじめ問題に関する年間の取組についての検討
年間の活動の検証と次年度の計画作成
- ・組織構成
管理職、生徒指導主任、養護教諭、学校評議員 等

- 【関係機関等との連携】
- ・ SSW, SC, トータルサポートセンター等との連携
 - ・ 警察等と連携した問題行動への対応
 - ・ 問題が発生した際の行動連携

【教育活動の重点】

- ・ 心に届く生徒指導の推進
- ・ 思いややの心の育成
- ・ 人権同和教育の視点にたつ人権教育の充実

【児童生徒の主体的な活動】

- ・ 総合単元的な道徳教育の推進
- ・ 総務委員会を中心としたあいさつ日本一運動の継続
- ・ 縦割り活動の推進
- ・ 緑化活動の推進
- ・ ボランティア活動の推進
- ・ にこばくデーの実施

【いじめの防止】

- ・ いじめ問題を考える週間、校内人権月間、道徳教育、特別活動、各教科指導等を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」とを指導する。 <教職員>
- ・ 委員会・係活動等を通して自己肯定感を高め、朝の会・帰りの会などで自分や友達の「よさ」を見付ける活動を充実する。 <児童>
- ・ 各種啓発活動の広報紙や学校・学級便り等を活用し、いじめ問題に関する理解を深め、PTA活動を充実する。 <保護者>

【いじめの早期発見】

- ・ 県・学校楽しいーと、全児童への教育相談、教職員同士の情報交換及び保護者や地域住民からの情報提供等、あらゆる機会を積極的に活用し、いじめの早期発見に努める。 <教職員>
- ・ いじめを受けたり友達がされているのを見たりした際に、教職員や保護者に速やかに正しく伝えられるよう指導する。 <児童>
- ・ 家庭での様子を観察し、何か異変に気付いたら、教職員や関係機関に速やかに相談できるようにする。 <保護者>

【いじめに対する措置】

- ・ 担任一人で抱え込まずにケース会議や心の教育推進委員会等において「被害児童を守る」ことを基本として対応策を検討し、組織的に対応する。 <教職員>
- ・ 被害児童の心のケアを第一とし、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行い早期解決に努める。 <児童>
- ・ いじめの事案についての内容を教職員と共有し、被害・加害の立場に応じて教職員等と連携して対応するよう努める。 <保護者>

【生徒指導体制】

- ・ 全職員による共通理解・共通実践
- ・ 学年研修、心の教育推進委員会の充実

【相談体制】

- ・ 共感的理解と個性を伸ばす教育相談の充実
- ・ 定期教育相談及び長期休業中の全保護者への育相談の充実

【職員研修の重点】

- ・ 生徒指導事例研修の充実
- ・ 生徒指導力向上に関する研修の充実
- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- ・ SC, SSWとの連携
- ・ 啓発資料の活用

【年間計画】

月	学期目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修等
4		年間及び1学期の活動計画の検討	いじめ調査	「いじめ問題を考える週間」実施		各教科における指導計画の確認	家庭訪問	引き継ぎ研修 学校基本方針の確認
5	いじめ問題に関する取組の共通理解・共通実践に努める	実態に基づいた対応策の検討	学校楽しいーと				家庭訪問 個別相談	心の教育推進委員会
6				校内人権月間	人権ポスター・標語作成			生徒指導事例研修
7							携帯・ネット利用実態調査	
8								保護者の教育相談
9		実態に基づいた対応策の検討		「いじめ問題を考える週間」実施 道徳授業参観（全学級）				
10	いじめ〇を目指した各種取組の充実に努める		学校楽しいーと					
11				校内人権月間	人権ポスター・標語作成		保護者の教育相談	
12								
1	いじめ問題に関する取組の反省と改善に努める	引き継ぎ資料作成	学校楽しいーと	校内人権月間	人権ポスター・標語作成			生徒指導情報交換会
2								
3		次年度活動計画案作成						

※ ロイロノートを活用したいじめ調査を毎月実施する。（学校楽しいーと活用月を除く）